

真岡市公告第16号

真岡市新庁舎周辺整備事業に係る民間活力導入可能性調査及び基本計画策定業務委託について、次のとおり、公募型プロポーザル方式による企画提案書を募集するので公告する。

平成31年3月25日

真岡市長 石坂真一

1 業務概要

(1) 業務名

真岡市新庁舎周辺整備事業に係る民間活力導入可能性調査及び基本計画策定業務委託

(2) 事業計画の概要

真岡市新庁舎周辺整備基本構想並びに真岡市新庁舎周辺整備事業に係る民間活力導入可能性調査及び基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領及び仕様書のとおり

(3) 業務内容

真岡市新庁舎周辺整備に係る民間活力導入可能性調査の実施及び基本計画の策定

(4) 履行期間

契約締結日から平成32年(2020年)3月19日まで

(5) 設計業務委託料

契約限度額 11,739,600円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加表明書の提出に必要とされる要件

(1) 平成31年度、平成32年度真岡市入札参加資格者名簿に登録されていること。また、栃木県又は市において指名停止をされていない者であること。

(2) P P P / P F I 手法における民間活力導入可能性調査業務について、地方公共団体から元請けとして受注した実績がある単独企業であること。

(3) 当該業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと。また、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。

(6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

3 手続き等

(1) 事務局

〒321-4395

栃木県真岡市荒町 5191 番地

真岡市役所総務部新庁舎周辺整備推進室

電話 0285-83-8059 FAX 0285-83-5896

E-mail syuhenseibi@city.moka.lg.jp

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成31年4月8日(月)午後5時まで

イ 提出場所 事務局

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。郵送する場合は配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成31年4月25日(木)午後5時まで

イ 提出場所 事務局

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。郵送する場合は配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

4 企画提案書の提出要請者の特定(第一次審査)

(1) 企画提案書の提出要請者の特定

参加表明書を提出した者の中から、次号の評価項目に基づく客観評価により、企画提案書を提出することができる者として、概ね5者を特定する。

(2) 評価項目

真岡市新庁舎周辺整備事業に係る民間活力導入可能性調査及び基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領別表のとおり

5 企画提案書の特定(第二次審査)

(1) 企画提案書の特定

提出された企画提案書のうち、次号の評価項目に基づき、真岡市新庁舎周辺整備事業に係る民間活力導入可能性調査及び基本計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)によるヒアリングを実施し、企画提案書の評価に基づき最優秀者及び次点者1者を特定する。

(2) 評価項目

真岡市新庁舎周辺整備事業に係る民間活力導入可能性調査及び基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領別表のとおり

(3) 随意契約に係る見積書の徴取

市長は、審査委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る随意契約

の見積書の徴取の相手方とするものとする。ただし、最優秀者と契約に至らなかった場合は、次点者を見積書の徴取の相手方とするものとする。

6 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 契約書及び仕様書を作成する。
- (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は企画提案書は、無効とする。
- (4) 参加表明書や企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (5) 詳細は真岡市新庁舎周辺整備事業に係る民間活力導入可能性調査及び基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領及び仕様書による。